

## 津幡町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町における町道又は通学路（以下「道路等」という。）に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全と災害時の緊急車両の通行を確保するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀を除却する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀 コンクリートブロック塀又は石塀をいう。
- (2) コンクリートブロック塀 コンクリートブロック造の塀及び門柱をいう。
- (3) 石塀 石造その他の組積造の塀及び門柱をいう。
- (4) 通学路 小・中学校、幼稚園、認定こども園又は保育園の敷地から1キロメートル以内の区域に存する道路の区間及び児童が通学のために通常使用する経路として学校長が定める道路
- (5) 町税等 津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助金は、町内の道路等に面したブロック塀で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「危険ブロック塀」という。）の全部又は一部を除却する者で、町税等を完納している者に対し交付する。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第61条に規定する構造の基準に適合しないブロック塀（補強コンクリートブロック造のものを除く。）
- (2) 令第62条の8に規定する構造の基準に適合しないブロック塀（補強コンクリートブロック造のものに限る。）
- (3) 通行人の安全を確保するために除去する必要があると町長が認めるブロック塀

### (補助金額)

第4条 補助金額は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額に2分の1を乗じた額とし、10万円を限度とする。

- (1) 危険ブロック塀を撤去する部分の面積1平方メートル当たり8,000円を乗じた

額

(2) 危険ブロック塀の全部又は一部を撤去する工事に要する費用の額

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(適用除外)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 過去に本要綱による補助金が交付された同一敷地である場合

(2) 危険ブロック塀が設置されている土地、家屋の所有者に町税等の滞納がある場合

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助を受けようとする危険ブロック塀の除却工事の着手前に危険ブロック塀の除却に関する補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図、現況写真及び工事内容を示す図面又は書類

(2) 工事請負契約書の写し又は見積書

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、危険ブロック塀の除却に関する補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該申請内容を変更しようとするときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 危険ブロック塀の除却に関する補助金変更交付申請書(様式第3号)

(2) 第6条各号に掲げる書類(変更があるものに限る。)

2 町長は、前項の規定による変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、危険ブロック塀の除却に関する補助金変更交付決定通知書(様式第4号)によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

3 規則第6条第1項第2号に規定する補助事業の中止又は廃止の承認は、危険ブロック塀の除却に関する補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第5号)により、補助事業者に通ずる

るものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、危険ブロック塀の除却に関する補助事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る契約書の写し
- (2) 補助対象工事に要した費用の支払を証する領収書の写し
- (3) 施工後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、危険ブロック塀の除却に関する補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、補助金請求書(様式第8号)を提出するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助事業者の提出書類に誤り又は偽りがあるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。